平成２４年（フ）第６６２号
北九州市小倉南区重住１丁目２番１―201号
債務者　北久保美子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６９２号
北九州市八幡西区大浦１丁目12番６―207号
債務者　力丸　　信
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５２号
大分市寿町10番14号サンハイツ寿702
債務者　中神加代子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８１号
宮崎市田野町甲2005番地11　サクラハイツ101号
債務者　井戸川さつき（旧姓濱砂）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６６号
盛岡市南大通１丁目７番23号　コーポ岡本７号
債務者　安藤　重明
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２６８号
盛岡市南仙北２丁目９番15号
債務者　浅沼　　博
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６１号
兵庫県明石市明南町２丁目６番24―103号、前住所兵庫県明石市西明石町４丁目１番２号
債務者　芦谷　朝子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
兵庫県明石市大久保町江井島61番地の２　県営明石江井島第２鉄筋住宅401号
債務者　森本　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
兵庫県明石市和坂１丁目７番15号
債務者　箱﨑　一美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
神戸市西区押部谷町栄252番地の２　ビブレ栄205号、前住所神戸市須磨区東落合２丁目19番302―305号
債務者　松岡　浩二
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
富山市秋吉２番地10　ハイドランジア・あきの203号
債務者　戸田　百子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０２号
広島県福山市今津町５丁目14番76号ファミール浦上101、旧住所広島県尾道市手崎町15番５号
債務者　濱田　弘作
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６６５号
北九州市小倉南区上吉田１丁目９番３―302号
債務者　梨木さとみ
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６１８号
兵庫県西宮市松風町３番12―301号、従前の住所兵庫県西宮市樋之池町６番９―107号
債務者　大久保健市
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５号
長崎県南島原市南有馬町戊1209番地４
債務者　小島　夏枝
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
熊本県荒尾市桜山町３丁目16番８号２
債務者　松尾アイ子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２０３号
神奈川県横須賀市公郷町１丁目58番地１　協立マンション204
債務者　藤倉　　哲
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部